

建 企 第 223 号
令 和 4 年 8 月 4 日

旭地域協議会
会長 岡山 令子 様

浜田市長 久保田 章 市
(建設企画課)



第 5 次浜田市都市計画審議会委員の推薦について (お願い)

平素は、浜田市政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、現在の第 4 次浜田市都市計画審議会委員は、令和 4 年 8 月 31 日をもって任期が満了することから、次期審議会の委員を委嘱することとしています。

つきましては、第 5 次浜田市都市計画審議会の学識経験委員の候補者として、貴協議会から 1 名を推薦いただき、同封「推薦書」で本年 8 月 19 日 (金) までに返送いただきますようお願いいたします。

記

- 1 委員任期 令和 4 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日 (4 年)
- 2 日額報酬 審議会 1 回につき 6,000 円
- 3 同封書類 ○浜田市都市計画審議会委員名簿
○浜田市都市計画審議会条例
○推薦書



浜田市 都市建設部 建設企画課
都市計画係 担当/佐々田、佐々木
Tel 0855-25-9601 (直通)
E-mail: kensetsukikaku@city.hamada.lg.jp

○浜田市都市計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 221 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するため、浜田市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会の委員の定数は、次の各号に定めるところにより市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7 人以内
- (2) 市議会の議員 7 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3 人以内

2 前項に定める委員の任期は、4 年とする。ただし、後任者が選任されるまではその職務を行うことができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、建設企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。